

宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年12月8日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成21年9月11日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成21年10月23日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 3,170,285,635円

過年度分 4,997,142,850円

合 計 8,167,428,485円

・ H19年度収入未済額

現年度分 3,180,824,481円

過年度分 4,320,586,113円

合 計 7,501,410,594円

ロ 措置の内容

「宮城県滞納額縮減対策本部」を継続して設置するとともに、「宮城県税収確保対策3か年計画」に基づく縮減目標を掲げ、各県税事務所に収入未済額の縮減目標を設

定させ、財産調査の徹底や差押徴収の強化など早期滞納処分を着実に実行し、大幅な縮減目標達成に向け、進行管理の徹底と収納促進に努めているところである。また、各県税事務所においては、定期的に滞納事案検討会を開催しており、当課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を行っていく。

特に収入未済額が2年連続で増加した個人県民税の徴収対策については、新設された地方税徴収対策室による市町村税滞納額の縮減と市町村と共同して企業への特別徴収移行要請などを実施し、収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

(2) 総合交通対策課

イ 監査委員の報告の内容

離島航路事業経営安定化資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H20年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	18,192,370円
合計	18,192,370円

・H19年度収入未済額

現年度分	2,892,370円
過年度分	15,300,000円
合計	18,192,370円

ロ 措置の内容

収入未済となっている債権については、平成21年9月末現在、破産手続開始決定が行われて破産管財人によって管理されており、債権者集会への出席や関係者からの情報収集等によって状況把握を行っている。

なお、当該債権に係る抵当権を設定していた財産について、破産管財人による任意売却がなされたことから、平成21年度に1,170,000円を新たに回収した。

今後も、引き続き、関係者からの状況把握と収納促進に努めるとともに、地元市町等と連携して、適切な債権管理を行っていく。

(3) 廃棄物対策課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあり、引き続き適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H20年度収入未済額

現年度分	67,309,098円
過年度分	96,628,246円
合計	163,937,344円

・H19年度収入未済額

現年度分	8,812,082円
過年度分	87,816,164円
合計	96,628,246円

□ 措置の内容

債務者に対して面談等を行うなど納付を促したほか、金融機関や所在市町村の協力を得て資産調査を実施したが、優良な資産は確認できなかった。また、所在が不明で納付命令書等が返戻された債務者については、国税徴収法の例にならない公示送達を行って法的な送達の効力を確保した。一方で、関係市町村の協力を得ながら所在調査を行ったが、債務者の所在を確認するまでには至らなかった。

さらに、債務者(原告)から措置命令及び納付命令の取消訴訟を提起され、県が被告になった裁判については、9回にわたる口頭弁論や弁論準備が行われ、県の行った処分の正当性を主張した結果、原告(債務者)の請求が棄却される判決(H21.9.8)を受けたところである。(その後判決確定)

今後、引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか資産調査や所在調査を実施して、強制徴収や一部納付も検討しながら収入未済の縮減を図っていくものとする。

(4) 医療整備課

イ 監査委員の報告の内容

医学生修学資金等貸付金及び看護学生等修学資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

医学生修学資金等貸付金

・H20年度収入未済額

現年度分	7,000,000円
過年度分	0円
合計	7,000,000円

看護学生等修学資金貸付金

・H20年度収入未済額

現年度分	1,021,477円
過年度分	2,406,000円
合計	3,427,477円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	5 5 7 , 0 0 0 円
過年度分	2 , 7 5 5 , 0 0 0 円
合 計	3 , 3 1 2 , 0 0 0 円

□ 措置の内容

医学生修学資金等貸付金

債務者が医学部に復学したこと等の現状を考慮して、地方自治法施行令及び財務規則に基づき、平成 2 1 年 1 0 月 5 日付けで履行延期の特約等承認の手続を行った。今後は、適宜債務者の状況を把握し、適切な債権管理に努める。

再発防止策として、平成 2 0 年度から新規貸付けの際の連帯保証人の本人確認を徹底するとともに、平成 1 9 年度以前の既貸付者についても連帯保証人全員の本人確認（印鑑登録証明書の徴求）を実施した。また、退学等で生じる貸付金の有利子償還のリスクや連帯保証等に関し、申請者への説明に配慮している。

看護学生等修学資金貸付金

未納者に対し、文書による督促、催告のほか、電話による納入督促及び連帯保証人への納入依頼を行い、収納促進に努めた。

収入未済発生防止策として、各養成施設からの貸付希望者推薦時には、本修学資金の趣旨を徹底し、厳しく選定を依頼している。また、貸付決定時には、連帯保証人に対しても連帯債務について説明している。

平成 2 1 年 9 月現在の収入未済状況は、10 名（ 4 名）2,908,000 円（ 519,477 円）と縮減しているが、引き続き債務者の状況把握に努め、適切な債権管理とともに収納促進を図る。

（ 5 ）子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、不納欠損処分する時期が遅延したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

・ 2 年以上	1 , 7 5 6 件	3 5 , 3 5 8 , 0 1 0 円
・ 1 年以上	1 8 0 件	1 2 , 7 8 8 , 6 8 0 円
・ 1 年未満	5 1 件	8 2 2 , 1 2 0 円
・ 合 計	1 , 9 8 7 件	4 8 , 9 6 8 , 8 1 0 円

□ 措置の内容

宮城県収入未済額縮減推進会議の処理方針に基づき、債権回収に努めるとともに、消滅時効により徴収できない債権が発生した場合、毎年、年度末に、不納欠損処理を行うこととする。

(6) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H20年度収入未済額

現年度分 16,070,486円

過年度分 50,129,691円

合計 66,200,177円

・H19年度収入未済額

現年度分 16,402,078円

過年度分 42,066,775円

合計 58,468,853円

児童保護費

・H20年度収入未済額

現年度分 4,398,594円

過年度分 11,413,679円

合計 15,812,273円

・H19年度収入未済額

現年度分 4,467,610円

過年度分 9,559,969円

合計 14,027,579円

ロ 措置の内容

収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行し、申請段階から償還まで納入義務者の生活状況を十分に確認するなど、納入義務者に対し、きめ細やかな助言・指導を行うよう保健福祉事務所・児童相談所への指導を徹底していくこととする。また、「収入未済額の縮減に向けた行動計画」で掲げた目標の達成に向けた適切な事務処理の実施について指導するとともに、各事務所における効果的な収納促進策等についての情報共有を図っていくこととする。

(7) 産業人材対策課（(旧)産業人材・雇用対策課）

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金に対する損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

認定職業訓練事業費補助金等精算返還金に対する損害賠償金

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	0 円
過年度分	1 0 9 , 8 1 9 , 0 0 0 円
合 計	1 0 9 , 8 1 9 , 0 0 0 円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	1 0 9 , 8 1 9 , 0 0 0 円
過年度分	0 円
合 計	1 0 9 , 8 1 9 , 0 0 0 円

(役員 8 名への損害賠償額の合計で、実質的返還対象額は、15,398,000 円である。)

□ 措置の内容

平成 21 年 2 月 2 日 登米市技能者訓練協会の元役員 8 名に対し、15,398,000 円の不法行為損害賠償訴訟を提起した。

元事務局長については請求全額の支払いを命じる判決が確定しているが、本件不正受給に係る刑事事件の受刑執行猶予期間中であり、アルバイト収入しかなく、資産もない状態である。

口頭弁論を 4 回終了したところであり、弁護士とも相談しながら今後も裁判を進め、債権回収の可能性が高い残り 7 名からの支払いを求めていくこととしている。

(8) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	2 9 5 , 0 0 0 円
過年度分	1 0 , 0 1 6 , 0 0 0 円
合 計	1 0 , 3 1 1 , 0 0 0 円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	2 9 5 , 0 0 0 円
過年度分	9 , 7 5 6 , 0 0 0 円
合 計	1 0 , 0 5 1 , 0 0 0 円

□ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、電話連絡や訪問面談により債務者の実態を把握しながら納入を促すとともに、関係機関から必要な情報

を得ながら、収入確保に努めているが、今後とも貸付先の現状を確認し収入未済の発生防止に努めていくこととする。また、長期延滞者の中には無資力に近いものがあり、償還が困難となっている状況も見受けられるので、今後は、連帯保証人を含む債務者の資産状況や返済能力等を精査し、不納欠損処理も視野に入れて処理方法を検討していくこととする。

(9) 都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分	35,651,541円
過年度分	2,120,547円
合計	37,772,088円

・ H 1 9 年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	43,269,447円
合計	43,269,447円

ロ 措置の内容

H19年度分の内41,148,900円については、大和・富谷町南富吉地区に係る貸付金利息の償還が遅延したものであるが、平成20年度に支払いを完了している。

H20年度分については、名取市愛島東部第二地区に係る平成11年度及び平成14年度貸付分の延滞金・延納金である。

県では、平成21年3月から金融団・建設業者からなる債権者合同会議を開催し、今後の保留地販売による計画的な債務返済が可能となるように調整を行っている。

今後は、組合が設置する販売促進協議会において販売戦略を促進し、保留地の販売が活性化するように指導を継続していく。

なお、貸付に当たっては連帯保証人を設定しており、平成17年には担保の設定も行った債権の保全を図っている。

(10) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

県営住宅使用料

- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 8 2 , 0 5 5 , 1 4 2 円
 - 過年度分 1 4 9 , 5 0 8 , 8 6 3 円
 - 合 計 2 3 1 , 5 6 4 , 0 0 5 円
- ・ H 1 9 年度収入未済額
 - 現年度分 5 8 , 0 2 0 , 0 6 0 円
 - 過年度分 1 4 6 , 0 3 2 , 5 8 1 円
 - 合 計 2 0 4 , 0 5 2 , 6 4 1 円

県営住宅駐車場使用料

- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 6 , 8 1 4 , 5 0 0 円
 - 過年度分 6 , 5 9 6 , 9 8 0 円
 - 合 計 1 3 , 4 1 1 , 4 8 0 円
- ・ H 1 9 年度収入未済額
 - 現年度分 5 , 1 7 5 , 5 0 0 円
 - 過年度分 5 , 8 5 4 , 1 0 8 円
 - 合 計 1 1 , 0 2 9 , 6 0 8 円

□ 措置の内容

滞納者約 900 人に対し滞納期間及び状況に応じた滞納整理を強化する。

- ・ 1 か月
 - 本人あて文書催告，電話催告
- ・ 2～11 か月
 - 連帯保証人あて納付協力依頼，債務履行要請書の送付
 - 訪問催告
 - 本人面談（7,11,2月）
- ・ 12 か月以上
 - 明渡し訴訟対象文書
 - 勤務先等への電話催告
 - 本人面談（7,11,2月）

滞納整理強化期間，休日滞納整理の設定

- ・ 決算期 4～5月
- ・ 夏期 7～8月
- ・ 冬期 12月

新たな取組みとして収入率が 98%未満の滞納者が多い 27 団地の集中的な訪問催告を行う。

退去者の滞納分については，平成 20 年度分を新たに依頼し，引き続き民間債権回

収会社に回収を依頼している。

(1 1) スポーツ健康課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、補助対象外経費に流用されていたことが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

財団法人宮城県体育協会に補助したスポーツ選手強化対策費補助金のうち、宮城県レスリング協会及び宮城県高等学校体育連盟へ交付した間接補助金について、東北工業大学高等学校が補助対象外経費(昼食代、補食代、消耗品購入代等)に充当していたもの。

- ・ 補助期間 平成 1 5 年度 ~ 1 9 年度
- ・ 交付先 財団法人宮城県体育協会
- ・ 交付額 1 2 6 , 8 8 4 , 3 7 9 円
- ・ 返還額 5 , 8 9 5 , 2 4 3 円

ロ 措置の内容

宮城県レスリング協会に交付された「競技力向上対策事業補助金」のうち、東北工業大学高等学校が実施した平成 1 5 年度から平成 1 9 年度の事業での不適切な事務処理の内容が確認されたことから、宮城県体育協会に対して、レスリング協会に交付された補助金のうち、東北工業大学高等学校が実施した事業に対する補助金の返還を求めるとともに、レスリング協会に対して、補助事業の適正執行と再発防止策の策定を求めた。

当該補助金 5 , 8 9 5 , 2 4 3 円は、平成 2 1 年 3 月 2 7 日に返還された。また、レスリング協会から、事業の適正執行及び再発防止策の報告を受けている。

県及び宮城県体育協会は、再発防止策として、過去 5 年間に交付された補助金について、全競技団体の報告書を再点検するとともに、補助金に対する中間検査の実施や、提出書類の二段階審査の実施など、審査体制の強化を図っている。また、補助金交付団体の事務局長及び担当者会議等を通じ、補助金交付要綱の遵守を徹底した。

(1 2) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

放置違反金

- ・ H 2 0 年度収入未済額
- | | |
|------|-----------------------|
| 現年度分 | 1 6 , 3 1 9 , 0 0 0 円 |
| 過年度分 | 2 3 , 7 5 6 , 3 3 6 円 |

合 計 40,075,336円

・ H19年度収入未済額

現年度分 26,395,000円

過年度分 11,578,336円

合 計 37,973,226円

損害賠償金

・ H20年度収入未済額

現年度分 2,574,600円

過年度分 11,434,350円

合 計 14,008,950円

・ H19年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 10,983,150円

合 計 11,554,350円

□ 措置の内容

放置違反金

文書や電話による催告を行い自主納付を促すとともに、催告に応じない悪質な滞納者に対しては、法的措置として滞納処分を講じるなど、収納促進と収入未済の発生防止に努めていくこととした。

損害賠償金

文書や電話などによる催告を行うとともに、一括納入が困難な債務者に対しては分割納入の指導を行い、また、所在不明者については引き続き住所地や親類宅を確認するなどの追跡調査を行い、収納促進と収入未済の発生防止に努めていくこととした。